2「空き家等の適正管理に関する条例(基本方針)」 に関するパブリック・コメント結果(概要)

案件名	「空き家	等の適」	E管理に	関する条	例(基2	本方針)	について	<u></u>
実施期間	平成 2 5	年6月1	17日(月)~平	成25年	₹7月1	7日(水)
意見提出者数	12人							
		30代	40代	50代	60代	70代	未記入	計
	男性		1	4	3			8
	女性	1				1		2
	未記入						2	2
	計	1	1	4	3	1	2	12
意見の要旨及び市	以下のと	おり						
の考え方	1件は	特定の物	物件(個ノ	人情報)	こ関する	内容です	けので省略	各します。

No	年齢 性別	ご意見の要旨	市の考え方
1	30代女性	個人の財産だから、個人情報の壁など事情があるにせよ、には理ないでは、できれています。実効性を伴う条のでは、できれています。では、一日も早い制定をお願いしている。では、一日も早が切られているときでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日も早が行うでは、一日もいます。ときないは、一日は、一日は、一日は、一日は、一日は、一日は、一日は、一日は、一日は、一日	市民の安全の確保のため、9 月議会の議決を経て条例を制定いた しました。今後、来年4月1日の施 行に向け、必要な規則等を整理し、 実効性を確保していきたいと考えて います。 緊急安全措置については、市民の 生命、身体等に危険が切迫している 場合等にぜひ必要と考え条例に規定 しました。所有者等が不明の場合で も、弁護士等の指導を受ける中で、 市としています。

50代 地域の中では、甚だしく老朽化し 男性 た空き家を除き、大抵の場合火災に つながらないように周囲の草刈り、 樹木の剪定、壊れた外壁などの撤去 をしてくれればいい空き家がありま すが、これさえも所有者がしない場 合があります。 そこで、代わって地域コミュニティ が始末する意思を示せば、市は所有 者の同意がなくてもこれを承認する ということを今回の条例に明記でき ないでしょうか、ご検討ください。 40 代

空き家等の管理は所有者等が適正 に行うべきものと考えております。 その上で、空き家等に関する問題は、 所有者等を中心に、地域における近 隣関係の中で解決することが望まし いと考えます。

また、空き家等はあくまでも個人 所有の財産であり、地域や町内が所 有者等の同意を得ずに何らかの手を 加えることはできませんし、これを 市が承認する権限もありませんの で、条例に規定することは困難です。 なお、地域コミュニティによる見守 り、管理等は、空き家等の適正管理 に関して重要であると考えます。そ こで、空き家等の所有者等が近隣の 方々に連絡先を提供し、必要な場合 に地域からの情報伝達が可能となる ような体制を構築していただくこと を、空き家等の適正管理の解決方法 の一つとしてお願いしていきたいと 考えています。

男性

相続人、特別縁故者がいない案件 民法上、国に財産(権)が帰属する。 調整をどうするのか。

相続放棄されるケースは?

地主の意識が更地にして返却す ることが当たり前となっている。そ こで、賃借人の解体費用負担が課題。 特に中心市街地では道路が狭く大型 車両が入れず解体費が高くなる。

所有者等が不明な場合でも、当該 空き家等が管理不全な状態である場 合は、本条例に基づく措置の対象と なります。相続人等がいない場合は、 相続財産管理人(家庭裁判所への選 任の申し立てにより決定)が対処す ることが考えられます。

(空き家等の解体費補助について は、2 と同様)

4 60代 男性

持ち主と同意書による確認

持ち主の管理責任を明確にした上で、適正管理について地区の責任者等と「同意書(覚書など)」で確認しておく必要があると思います。

建物パトロールの実施

持ち主の同意を得て、複数の技術者で、春先、秋口の年2回位を敷地、建物外部等の点検する「パトロール」を実施し、点検報告並びに整備提案を持ち主へも写真などで報告したらどうかと思います。

空き家の多目的活用の推進 持ち主の同意が得られれば、行政(地区)が窓口になり、建物状況によっては、「一時仮住まい」「仮店舗」「集会場」「地区の格納倉庫」等など、里地里山の生活体験の場としても活用出来る工夫も智恵出しが必要かと思います。

「地区だより」等の広報誌の配布 毎月の広報誌等は、空き家の持ち 主には配布されているのでしょう か?日常の様子が広報誌などで見ら れればより地域との連携も取りやす くなると思います。

条例の対象物件とは?

管理不全の定義をはっきりさせて おく必要があると思います。

老朽化した空き家等を撤去し更地に する場合に、行政として補助金制度 等は難しいでしょうか? ~ 今後の空き家対策に係る解決 方法のひとつとして参考にさせてい ただきます。

市としても定住促進や空き店舗対 策のための空き家活用の施策を講じ ております。ご意見については、今 後の課題として検討させていただき ます。

市広報などは、居住している市民 対象のものですので、市外在住の空 き家の所有者等には配布されており ません。

空き家等が管理不全な状態とは、 建物の老朽化が著しく、老朽化や自 然災害により倒壊したり、建築材等 の飛散により危険が生じたりするお それのある状態、また空き家等が無 施錠のまま放置されたこと等によ り、不特定の者が侵入したり、犯罪 が引き起こされる場所となったり、 火災の危険が増大したり、又はそれ らのおそれがある状態を規定しま す。

(空き家等の解体費補助については、2 と同様)

5	60代	所有者の責任として、繁茂し伸張	今回の条例は、市民の生命、身体
	男性	していく庭木の適正管理責任をとり	及び財産に危害を及ぼすおそれのあ
		こんでほしい。	る空き家への対策の推進を第一に考
		「差し迫った危険」を要件とせず	え、防災、防犯、防火等の観点から
		に、空き地の草刈り勧告のように「清	管理不全な状態にある空き家及び同
		潔保持」という理念を取り込んでほ	一敷地内の工作物(門・柵・塀等)
		UII.	を対象としており、空き地は対象と
		連絡がとれない、所有者が不誠実	しておりません。
		である等の場合には、勧告やシルバ	隣地の庭木の伸張等については、
		-斡旋などを行政が行う。	当事者同士の問題として解決を図っ
		庭木等の情報提供があった所有者	ていただくことが原則ではございま
		については、固定資産税通知のとき	すが、公益上の問題等がある場合は、
		などを利用して、啓蒙や庭木剪定斡	慎重に検討すべきと考えています。
		旋情報を提供する。	なお、ご意見をいただいた空き地の
		「清潔保持」という観点で、空き	草刈り等適正管理については、市広
		地も含めた条例あるいはシステムを	報等でお願いしておりますし、現在
		構築してください。	でも環境部局において所有者等へ必
			要に応じて直接文書で依頼しており
			安に心して直接文音で収録してのり
			ます。
6	未記	庭木なども対象にしてほしいです。	
6	未記入	庭木なども対象にしてほしいです。 特に冬に雪の重みでしなった空き家	ます。
6			ます。
6		特に冬に雪の重みでしなった空き家	ます。
6		特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほ
	λ	特に冬に雪の重みでしなった空き家 の敷地にある木で自宅が破壊されな いか心配です。	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほ
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほ
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すこと	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すことを一番の目的としておりますが、以前は、所有者の方が遠方にいても、隣近所の方々が所有者の方と連絡を	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すことを一番の目的としておりますが、以前は、所有者の方が遠方にいても、隣近所の方々が所有者の方と連絡を取り合ったり、協力し合って、地域	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措置を行い、また市民は情報の提供と市が行う施策等への協力を行うなど、各々の立場から連携して空き家
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すことを一番の目的としておりますが、以前は、所有者の方が遠方にいても、隣近所の方々が所有者の方と連絡を取り合ったり、協力し合って、地域の安全安心に努めてきました。まず	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措置を行い、また市民は情報の提供と市が行う施策等への協力を行うな
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すことを一番の目的としておりますが、以前は、所有者の方が遠方にいても、隣近所の方々が所有者の方と連絡を取り合ったり、協力し合って、地域の安全安心に努めてきました。まずは、そういう意味で、この条例の趣	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措置を行い、また市民は情報の提供と市が行う施策等への協力を行うなど、各々の立場から連携して空き家問題に取り組むことを規定いたしました。
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すことを一番の目的としておりますが、以前は、所有者の方が遠方にいても、隣近所の方々が所有者の方と連絡を取り合ったり、協力し合って、地域の安全安心に努めてきました。まずは、そういう意味で、この条例の路というできまり、市民等に周知啓発	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措置を行い、また市民は情報の提供と市が行う施策等への協力を行うなど、各々の立場から連携して空き家問題に取り組むことを規定いたしました。 ご指摘のとおり、空き家問題の解決
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すことを一番の目的としておりますがても、所有者の方が遠方にいて連絡を取り合ったり、協力し合って、地域の安全安心に努めてきました。まずは、そういう意味で、この条例の路というで、市民等に周知路といい方はもちろん、地域や	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措置を行い、また市民は情報の提供と市が行う施策等への協力を行うなど、各々の立場から連携して空き家問題に取り組むことを規定いたしました。 ご指摘のとおり、空き家問題の解決には、地域や市民の連携協力が何よ
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にしておりますが、一番の目的としておりますがでも、所有者の方が遠方にいても、所有者の方が遠方にいと連地域の安全安心に努めてきました。まずは、そういう意味で、この条例の路とし、所有者の方はもちろん、地域や市民が連携や協力していくことが重	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措置を行い、また市民は情報の提供と市が行う施策等への協力を行うなど、各々の立場から連携して空き家問題に取り組むことを規定いたしました。ご指摘のとおり、空き家問題の解決には、地域や市民の連携協力が何より重要であり、今後、条例の趣旨や
	60代	特に冬に雪の重みでしなった空き家の敷地にある木で自宅が破壊されないか心配です。 今回の条例は、所有者の責務を明確にし、空き家の適正管理を促すことを一番の目的としておりますがても、所有者の方が遠方にいて連絡を取り合ったり、協力し合って、地域の安全安心に努めてきました。まずは、そういう意味で、この条例の路というで、市民等に周知路といい方はもちろん、地域や	ます。 (市の考え方は5と同様) 本条例では、所有者等の責務のほかに、市が市民等への意識啓発や管理不全な状態の改善を図るための措置を行い、また市民は情報の提供と市が行う施策等への協力を行うなど、各々の立場から連携して空き家問題に取り組むことを規定いたしました。 ご指摘のとおり、空き家問題の解決には、地域や市民の連携協力が何よ

50代 空き家を放置する理由の一つに、 男性 お金がなく適正な管理が出来ない事 例もあると思う。この条例を運用す る上で、指導や勧告に係る措置に必 要な資金がない場合は、その資金の 一部を貸し付けたり、また、解体費 用の一部を補助するなりの何らかの 支援も必要ではないだろうか。しか し、個人の財産である空き家につい ては所有者が管理すべきであり、そ こに公金を投入することは適正に管 理を行っている所有者との不公平も 生じることも考慮すべきである。 他自治体では、空き家が解体され た後の土地が公園や広場など地域の コミュニティの場として活用される 場合など、一定の条件のもとで支援 を行っている例があるそうだが、越 前市は支援誘導策についてはどう考 えているのか。

空き家等が放置される一因とし て、解体費用の負担があることは認 識していますが、そもそも空き家等 は私有財産であることから、公金を 投入することの妥当性や、自費で適 正な管理を行っている場合との公平 性などの検証が必要であります。

また、解体費用の助成については、 老朽化が進めば市が対応してくれる という考えから、所有者等の管理責 任の放棄を助長する等の問題も考え られます。

ご提案のありました先進自治体 の取組みも参考にし、今後慎重に検 討を進めていきたいと考えていま す。

λ

未 記 条例制定は拙速である。高齢化等に 伴って空き家等が増加している実情 は分かるが、少子・高齢化は、行政 に将来展望がなかったことも一因で ある。課題に「解体負担」との表示 があるが、これをどのように解消す るかの改善策が明らかにされていな い。空き家の現状の詳細を明らかに して、これらを解体した後、どのよ うな街づくりをするのかを明らかに すべきである。

市内には約千件の空き家があり、 それらが長く放置された結果、管理 不全の空き家も増えており、防災・ 防犯・防火上の危険のおそれがあり ます。しかし、現状では、それらの 空き家は個人の財産ということで市 の対応等にも一定の限界があり、市 民の安心安全を確保するために、9 月議会の議決を経て条例を制定いた しました。

市総合計画の重点目標に「定住化の 促進」を掲げ、魅力ある市街地の形 成や自然を活かしたうるおいのある 住環境の創出に向け、空き家活用制 度や空き店舗対策にも取り組んでい ます。

10 11

50 代 所有者不明の場合、勧告や命令等 男性 の手続きはどうなるのでしょうか。

> 公表は具体的にどのような方法で 行い、何を公表するのでしょうか。

> 命令や公表を行う時には、事前に 聴聞または弁明の機会は設けるので しょうか。

> 借地の場合、空き家を解体し更地 にすることで、土地の固定資産税が 上がることになりますが、土地所有 者との関係はどうなるのでしょう か。

> 勧告や命令、公表の判断や著しく 公益に反するかどうか(代執行)の 認定はどの機関が行うのか。

所有者等が不明の場合、勧告や命 令等の手続きは公示送達により行う こととなりますが、弁護士等の意見 を聞きながら対応します。

公表は、市掲示板や市ホームペー ジの他、現地への看板設置による方 法を考えています。公表の内容は、 当該命令に従わない者の住所氏名、 当該命令の対象である空き家等の所 在地、当該命令の内容等となります。

命令・公表を行う時には、事前に 所有者等が意見を述べる機会を設け ます。

行政代執行により空き家等を解体 する場合は、土地所有者など利害関 係人に書面等で通知します。

最終的な認定は市が行いますが、 一定の措置を講ずる場合には、建築 や法律の専門家からなる第三者機関 の意見を聴いて決定します。

50 代 男性

空き家の所有者と土地の所有者が 異なるケースが市街地では多くある と思うが、本来は空き家の所有者に 管理責任があると考えられるが、所 有者が不明など、場合によっては、 この条例では、市から土地の所有者 に空き家等の管理について指導でき ると考えてよいのか。

行政代執行や緊急措置を規定する ことには替成である。行政がやむを 得ず、取り壊しや一部補修を行った 場合、それらの費用は所有者に請求 することになると思うが、本当に回 収できるか疑問である。その場合、 市民の税金を投入することから、慎 重な対応が求められると思うがどう

借地上の空き家等については、空 き家等の所有者等に管理責任がある と考えられます。しかし、借地上の 空き家等については、個別に様々な ケースが考えられるので、弁護士等 に相談の上、市から土地の所有者等 に空き家等の管理について指導をす る場合もあるものと考えます。

なお、今回の条例では土地所有者 を含む利害関係人への通知を規定し ており、それを通じて適正管理を促 す効果を期待しています。

緊急安全措置は、市民の生命等に 危険が切迫した場合に必要最低限の 措置として行うものです。要した費 用については、鋭意回収に努めてま

考えるのか。	いります。
	行政代執行を行った場合は、要し
	た費用が所有者等から支払われない
	ときは、国税滞納処分の例により、
	財産差し押さえなどの措置により、
	費用の回収に努めます。